

議 事 日 程

令和 7 年 7 月 8 日（火）
午 後 2 時 開 議

諸般報告

- 日程第 1 第51号議案 令和 7 年度福井県一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 第52号議案 福井県県税条例等の一部改正について
- 日程第 3 第53号議案 附属機関に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第54号議案 福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第55号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 第56号議案 福井県港湾施設管理条例の一部改正について
- 日程第 7 第57号議案 福井県立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 8 第58号議案 警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 第59号議案 警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 第60号議案 県有財産の取得について
- 日程第 11 第61号議案 福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の締結について
- 日程第 12 第62号議案 大野警察署建築工事請負契約の変更について
- 日程第 13 請願第10号 福井アリーナ建設に係る経済界からの支援要請に県として慎重な対応を求める請願
- 日程第 14 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第 15 第63号議案 福井海区漁業調整委員会委員任命の同意について
- 日程第 16 発議第26号 旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）
- 日程第 17 発議第27号 ガソリンの暫定税率の廃止を補う代替財源の確保を求める意見書（案）
- 日程第 18 常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続審査について

令和7年6月27日

福井県議会議長
宮本 俊 様

総務教育常任委員会
委員長 力野 豊

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第52号議案	福井県県税条例等の一部改正について	原案可決
第53号議案	附属機関に関する条例の一部改正について	原案可決
第54号議案	福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	原案可決
第57号議案	福井県立学校設置条例の一部改正について	原案可決

令和7年6月30日

福井県議会議長
宮本 俊 様

厚生常任委員会
委員長 清水 智信

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第55号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第60号議案	県有財産の取得について	原案可決

令和7年6月27日

福井県議会議長
宮本 俊 様

産業常任委員会
委員長 山本 建

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第61号議案	福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の締結について	原案可決

令和7年6月30日

福井県議会議長
宮本 俊 様

土木警察常任委員会
委員長 兼井 大

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第56号議案	福井県港湾施設管理条例の一部改正について	原案可決
第58号議案	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について	原案可決
第59号議案	警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
第62号議案	大野警察署建築工事請負契約の変更について	原案可決

令和7年7月4日

福井県議会議長
宮本 俊 様

予算決算特別委員会
委員長 松田 泰典

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第51号議案	令和7年度福井県一般会計補正予算(第1号)	原案可決

令和7年6月27日

福井県議会議長
宮本 俊 様

産業常任委員会
委員長 山本 建

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び第93条第1項の規定により報告します。

記

請願 番号	件 名	審査結果	経過および 結果の報告
請願第10号	福井アリーナ建設に係る経済界からの支援要請に県として慎重な対応を求める請願	継続審査	—

予算決算特別委員会審査報告書

1 審査期日および場所

令和7年7月4日（金） 全員協議会室

2 出席委員

松田泰典委員長 外 34 名

3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。

その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（1）アリーナ構想について

委員から、整備効果の県民へのさらなる周知、整備に対する課題への丁寧な対応、県民利用枠の買取りに伴う債務負担行為の設定についての慎重な検討の3点を県に要望し、これらの要望に対する知事の考えをただしたところ、「1点目の「整備効果をもっと全面に打ち出すべき」という点は、まさにそのとおりであり、スポーツのトップリーグの試合や全国規模の大会に加えて、コンサートやイベント、展示会も開催できる。そうしたワクワク・ドキドキする体験ができる場所として、今後はしっかりとPRしたい。2点目の「課題への丁寧な対応」についても、駐車場や騒音、近隣施設への影響などの課題を一つひとつ丁寧に解決していく。3点目の「債務負担行為の設定」については、これから示される事業計画をしっかりと評価しながら、議会の意見を伺い、慎重に検討していきたい」との答弁があった。

また、ほかの委員からは、県は経済界の財源確保の提案に前のめりになり過ぎ、運営費や将来のリスクなどの慎重な議論がないまま進んでいると述べ、建設や運営に当たってのリスク管理の徹底、県民利用枠の精査などを求めた上で、経済界から事業計画が出てくる前に県として取り組むべきことについて所見を求めたところ、「アリーナ構想は、遠くから人を集める、にぎわいの核となる拠点施設になることを期待している。ただ、事業計画はこれから示される状況であり、県としては、ふるさと融資制度が適用可能かどうかを調べたい。いずれにしても、経済界が一体となって整備を進め、それを行政が応援するというのは、全国でもモデルケースになると考えている。今後、事業計画の内容をしっかりと評価し、議会の意見を踏まえつつ、福井市とよく相談しながら支援のあり方を考えていく」との見解が示された。

このほかの論及として、福井商工会議所から要望されている県の支出をそのとおり出すとした場合に、交付税措置などを除いた県の実質の負担額の見込みについてただしたところ、「経済界が示した整備費150億円程度、最大で160億円との見込みにおいて、国の第2世代交付金を最大限活用した場合の県負担は15億円となる。また、整備費の増嵩分に対する、ふるさと融資による利子等への支援については、金利2%とした場合の実質的な県負担は4億円程度、最大で5億円と試算される」との答弁があった。

また、アリーナ整備支援の県の最終方針判断の締切時期および議会における予算議案の審議時期についてただしたところ、「経済界において、令和10年の開業を目標に、来年度の着工を目指し、夏ごろに向けて事業計画の取りまとめ作業が進められている。整備にあたり国交付金を活用する場合には、年明けに、令和8年度県当初予算への計上や、国への交付申請を行うことが想定される。交付金の活用に向けた国との調整等を進めていくためにも、夏ごろの事業計画の取りまとめに合わせ、県としての支援の考え方を整理する必要があると考えている」との答弁があった。

さらに、8月の詳細計画は支援判断のためにどの程度のものが必要と考えているのかとただしたところ、「事業計画については、現実的な利用想定や資金調達、現実的な利用想定に基づいた収支計画が必要である。長期にわたって安定的な運営が可能であると評価できることが重要だと考えている」との答弁があった。

（2）北陸新幹線の整備促進について

知事は、本定例会の一般質問で、新たな事業費や工期が示されてきている中で、今の物

価状況等を踏まえた北陸新幹線の経済波及効果の試算について関西経済連合会と相談していく必要があると答弁していることから、その試算を前向きに検討してほしいと求めたところ、「平成 29 年時点のデータを用いて令和元年に試算されているが、昨年 8 月に詳細な駅位置やルートとともに、働き方改革や物価上昇によるコスト増加が示された。一方で、インバウンドの増加等に伴う利益も大きくなっているため、今の時点で経済波及効果を見直すことは非常に重要である。沿線府県の知事、関経連や北経連とも相談しながら、関西目線でのメリットがよく分かるような試算をぜひ検討したい」との見解が示された。

また、京都市議会が先月、「京都市内大深度トンネルルート」への反対を表明する決議とともに、科学的根拠に基づく丁寧な説明を国に求める決議を可決したことを受けて、県として、小浜・京都ルートによる早期の認可・着工を勝ち取るために、京都府や京都市との直接協議が必要と考えるが、現状と今後の対応についてただしたところ、知事から「西脇知事とは会う機会が様々あり、松井市長も含めて意見交換や話し合いをしている。こうした中で、京都府や京都市、その他の自治体にもそれぞれ事情や課題があることを十分に認識しており、引き続き、関係自治体が一体となって、しっかりと小浜・京都ルートを前に進めていく必要があると考えている」との答弁があった。

(3) 六ヶ所再処理工場の審査状況について

六ヶ所再処理工場については、全国の立地道県で構成される原子力発電関係団体協議会で審査状況を確認し、立地地域全体で国や事業者責任ある対応を求めていくことも含め、2026 年度中の確実な竣工に向けて、国や事業者の取組を今後どのように監視し、具体的に何を求めていくべきかとただしたところ、「原子力発電関係団体協議会では、5 月 23 日に経済産業省に対して、「事業者任せにせず、竣工に向け厳しく進捗管理するなど、政府全体で総力を挙げて取組を進める」よう求めた。県としては、今後とも、規制委員会の審査会合の状況や日本原燃の「説明の全体計画」の進捗を確認するとともに、関西電力から適時適切に報告を求め、厳格に監視していく。仮に、竣工時期が遅れそうなど審査の遅れが見られる場合には、国や事業者に対し、その詳細や対応についての速やかな説明、それから竣工目標実現に向けた責任ある対応を求める」との答弁があった。

(4) 全国豊かな海づくり大会について

令和 10 年秋の大会に向けた人員や予算などの準備状況を確認するとともに、道路美化・環境整備についても、しっかりとした予算配分を求めた上で、大会に向けた知事の意気込みについてただしたところ、「県内漁業において、デジタル操業日誌や水中ドローンといった DX が進んできており、越前がにの資源量や漁獲量の管理をしっかりと行っている。また、小浜に「かつみ水産ベース」を作って、県立大学や水産試験場、民間企業が一緒になって増養殖の強化をしているのは先進的だと考えており、こういった取組を県民だけでなく、全国に発信する場としたい。また、越前がに、ふくい甘えび、若狭ぐじや若狭ふぐといった、おいしい魚を喜んでいただいたり、観光や歴史、文化、食なども全国の方に楽しんでもらいたい」との答弁があった。

このほか、人手不足対策、使用済燃料対策、福井の城巡りの魅力、インバウンド対策、伝統工芸の振興、いじめに関する基本的な考え方と今後の取組など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和 7 年 7 月 8 日

福井県議会議員 宮本 俊 様

予算決算特別委員会委員長 松田 泰典

発議第 26 号

(件名)

旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 8 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 山岸 猛夫

畑 孝幸

西本 正俊

清水 智信

小堀 友廣

山浦 光一郎

山本 建

渡辺 竜彦

旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

選択的夫婦別姓制度について、通常国会には、各党から法案が提出されたが、制度設計で合意が得られず、継続審査となったところである。

生まれたばかりの子には姓の選択権がなく、夫婦別姓を選択した家庭では両親のどちらかとは姓が異なり親子で別の姓となってしまう。また、現行の戸籍法では出生後 14 日以内に氏名の届出が必要であり、夫婦間での協議が整わなければ無戸籍児になるリスクも生じることとなる。このような様々な課題があり、戸籍制度の変質に対する懸念も多く、まだまだ議論が足りないと言わざるを得ない。

一方で、「第 5 次男女共同参画基本計画」および「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」では、女性役員比率に係る数値目標等を設定するなど、女性の社会進出は進んでいる。これに伴い、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えているが、旧姓の通称使用は法制化されていないため、民間公益法人の資格や金融機関の口座開設などについて旧姓の通称使用を認められない事例があり、特に女性が指導的地位に就く場合に、その登用の妨げとなることが懸念されている。

よって、選択的夫婦別姓制度については、広く国民の理解が得られるまでは拙速に判断しないよう求めるとともに、婚姻後の社会生活に支障が生じないように、当面の間、旧姓の通称使用の法制化を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 7 月 日

福 井 県 議 会

発議第 27 号

(件名)

ガソリンの暫定税率の廃止を補う代替財源の確保を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 8 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

北川 博規

山岸 みつる

藤本 一希

西本 恵一

ガソリンの暫定税率の廃止を補う代替財源の確保を求める意見書(案)

近年の不安定な世界情勢や円安を要因とするガソリンの価格高騰は、国民、県民の生活や経済に重大な影響を及ぼしており、特に一世帯あたりの自家用車保有台数が全国で最も多い本県の県民においては、相当な負担増となっている。

こうした状況を踏まえ、国会においては、昨年12月に自民党、公明党、国民民主党の3党がガソリンの暫定税率廃止に合意するとともに、立憲民主党など野党7党も法案を通常国会に提出するなど、与野党とも暫定税率を廃止する方向性は一致しているが、その時期は定まっていない状況である。

一方で、総務省の試算によるとガソリンの暫定税率の廃止に伴う地方揮発油税や軽油引取税の本県の減収分は毎年約40億円と非常に大きな規模と見込まれている。この減収分を補う代替財源が確保されることなく、ガソリンの暫定税率が廃止されれば、行政サービスに悪影響を及ぼすこととなり、かえって国民、県民の生活を脅かすことになりかねない。

よって、国および政府においては、物価高から国民生活を守り、地域経済を回復させるため、地方財政に悪影響を及ぼさないよう地方における恒久的な代替財源を確保した上で、ガソリンの暫定税率の廃止に向けた議論を加速化し、ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対応を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年7月 日

福 井 県 議 会